

クーリングオフのお知らせ

- イ) お客様は契約書面（結婚相手紹介サービス入会申込契約書）を受領した日から起算して、8日間を経過するまでは書面によりクーリングオフができます。
- ロ) 本会が、クーリングオフに際し不実告知をしたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合、改めてクーリングオフが出来る旨の書面を本会が発行し、お客様に説明します。お客様はその書面を受領した日から起算して8日間はクーリングオフが出来ます。
- ハ) お客様がクーリングオフの書面を発したときにその効力が生じます。
- ニ) 本会はイ) 又はロ) のクーリングオフがあった場合、お客様に対し、クーリングオフに伴う一切の損害賠償又は、違約金の支払いを請求しません。
- ホ) 本会はイ) 又はロ) のクーリングオフがあった場合、お客様が既にサービスの提供を受けていたときでも、お客様に対し、サービスの対価その他の金銭の支払いを請求しません。
- ヘ) 本会はイ) 又はロ) のクーリングオフがあった場合、お客様がサービスの提供に関連して金銭を支払っているときは、お客様に対し、速やかに、その全額を返還します。